冒頭、加藤副委員長より、IFRIC解釈指針案「非支配持分に係る売建プット・オプション」に対するコメント案について議論する旨の説明がなされ、松尾研究員より、説明資料[審議事項(3)]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な発言と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、本 IFRIC 解釈指針案の中では当初認識における考え方については触れていないのか、との質問があった。
 - これに対して加藤副委員長より、当初認識については IAS 第 32 号「金融商品:表示」第 23 項に具体的な規定があり、この規定に係る議論については、負債と資本の区分といった包括的なプロジェクトの中で扱うべき問題で、当面は見直すべきではないということになっている。事後測定に関して、資本計上するケース、損益計上するケースと実務にばらつきがあるため、こうした実務の不統一を解消したいというのが今回の趣旨である。当初認識に関しては、現行の IAS 第 32 号の処理を所与とし、本 IFRIC 解釈指針案においてはコメントを求められていない、との回答がなされた。
- また、同じ委員より、非支配株主との間の売建のプット・オプションのためこのような考え方になるのか、同じ売建プット・オプションを第三者との間で行った場合には通常のデリバティブとなるのか、両者の違いはどこで区切られるのか等を検討するに当たり、前提が明確でない中で、この限定的な論点のみについて対処すれば良いということは多少失礼な聞き方ではないかと思う。我々サイドにおいて、大きな問題に波及しない可能性が高いのであればこの全般的なコメントの方向で特に異論はないが、中途半端に感じるとの意見があった。

これに対して加藤副委員長より、EFRAGのコメント案でもプット・オプションの行使価格が市場価格なのか、固定価格なのか、あるいは一定の公式に基づいた価格なのか、どう決まるのか分らないことを述べている。不明瞭な部分があるが、この資料の設例のとおり、少数株主に与えられたプット・オプションに限定し、行使価格には現在価値があるなどの前提で答えざるを得ない。限られた範囲での回答ということになると思うとのコメントがなされた。

加藤副委員長より、コメント期限が10月1日で、他に意見等あればメールをいただきたい旨のコメントがあり、大きく変わらないようであれば、これをASBJからの意見とし、9月20日での委員会ではあえて審議いただかない予定であるとの説明があった。

最後に、西川委員長より、行使価格の場合分けをしていないことが今回の特徴で、どの

程度影響のある話の一部なのか、必ずしも理解できていない。また、資本に関連する取引について、オプションやフォワードが含まれたケースにおいて、IFRS 全体の中でどこまで整合的になっているのか、我々がどこまで整理されているのか、よく分かっていない。時間の許す範囲で、委員会で出来ることを行っていくこととさせていただきたいとのコメントがなされた。

以上